

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災における政府の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取組の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

世界の多くの国々は、今回のような大規模自然災害時には、「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処している。

わが国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると私有物の撤去や土地の収用など初動態勢に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、被害の拡大を招くこととなる。

また、最近では尖閣諸島や竹島、北方領土問題、さらに北朝鮮核ミサイル問題など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

平成16年5月には、自由民主党、民主党、公明党三党が「緊急事態基本法」の制定で合意し、成立をめざしたが、今日まで制定されていない。

よって政府及び国会におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官